

第6回教育委員会

令和2年5月29日
午後2時30分
大阪市教育センター

案 件

議案第47号 大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則の一部を改正する規則案

大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則の一部改正について

1 改正趣旨

大阪市立学校活性化条例の改正及び大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則（以下「本規則」という。）の制定により、令和2年4月1日より小学校の学校配置の適正化にかかる統一的なルールや手続等について定められたところである。

本規則中の学級数・児童数に応じた適正配置対象校の区分について、現状全学年単学級であるが、今後7学級以上11学級になることが見込まれる学校をいざれかに区分するため規定を整備する必要があることから、規則の一部を改正する。

2 改正内容

適正配置対象校の区分（第3条）の第6号について、「今後7学級以上11学級以下であると見込まれる学校」に改める。

3 施行期日

公布の日

（適正配置対象校の区分） ※改正後

第3条 適正配置対象校については、毎年5月1日現在の学校現況調査、住民基本台帳等を勘案し、次に掲げるとおり区分する。

- (1) 複式学級を有する学校
- (2) 前号に掲げる学校を除き、児童数が120名を下回り、今後とも児童数が120名以上に増加する見込みがない学校
- (3) 児童数が120名以上であるが、今後児童数が120名を下回ることが見込まれる学校
- (4) 前3号に掲げる学校を除き、全ての学年において単学級であり、今後とも全ての学年において単学級であることが見込まれる学校
- (5) 7学級以上11学級以下であるが、今後全ての学年において単学級になることが見込まれる学校
- (6) 今後7学級以上11学級以下であると見込まれる学校

議案第47号

大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則の一部を改正する規則案

大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則（令和2年大阪市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「7学級以上11学級以下であり、今後とも」を「今後」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(参照)

(傍線は削除)

大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則の一部を改正する規則（抄）

（適正配置対象校の区分）

第3条 適正配置対象校については、毎年5月1日現在の学校現況調査、住民基本台帳等を勘案し、次に掲げるとおり区分する。

(1) - (5) 省 略

(6) 7学級以上11学級以下であり、今後とも7学級以上11学級以下であると見込まれる学校